

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正 (人事課)	4
亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課)	5
亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正 (自治防災課)	6
亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課)	7
亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課)	7
期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課)	8

—— 告 示 ——

路上の放置物件の撤去 (道路河川課)	10
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	10
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	10
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	11
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	11
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	11

地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
指定地域密着型サービス事業の廃止 (高齢福祉課)	15
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	16
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	16
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	16

地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17	—— 訓 令 —— 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～ 推進委員会設置規程 (夢ビジョン推進課) 26
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17	—— 公 告 —— 都市計画変更案の縦覧 (下水道課) 27
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17	—— 任免及び辞令 ——
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 18	監査委員欄
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 18	—— 公 表 ——
放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課) 18	平成22年度定期監査結果に対する措置状況 31
ふるさと雇用緊急支援助成金交付要綱 の一部改正 (商工観光課) 19	平成22年度行政監査結果に対する措置状況 32
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21	平成22年度行政監査結果に対する措置状況 33
亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 21	選挙管理委員会欄
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21	—— 告 示 ——
公示送達 (税務課) 22	亀岡財産区管理会委員一般選挙の期日 35
指定地域密着型サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 23	亀岡財産区管理会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者 35
地縁団体の認可 (自治防災課) 23	亀岡財産区管理会委員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所 35
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 24	亀岡財産区管理会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式 36
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 24	亀岡財産区管理会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名 37
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 24	亀岡財産区管理会委員一般選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名 37
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25	定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 37
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25	
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 25	

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、 経由領事館の名称、最終住所及び生年 月日を記載した書面を縦覧に供する場 所	38
農業委員会欄	
—— 公 告 ——	
第55回亀岡市農業委員会総会の開催	38
上下水道部欄	
—— 規 程 ——	
亀岡市上下水道部職員就業規程の一部 改正	39
—— 告 示 ——	
亀岡市下水道排水設備指定工事業者指 定の告示	40
亀岡市指定給水装置工事事業者指定の 告示	41

規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第13号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第5号中「非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、臨時的任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内でその都度必要と認められる期間

ア 臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 臨時的任用職員及び当該臨時的任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時的任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第

114号）の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合 その都度必要と認められる期間

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第5号の無給休暇の期間については、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて、市長が別に定める。

第22条第1項第7号を次のように改める。

臨時的任用職員が公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 45日（結核性の疾病の場合にあっては、90日）以内で必要と認められる期間

第22条第1項に次の2号を加える。

臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認められる期間

妊娠中の臨時的任用職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合 30日以内で必要と認められる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第14号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第4号及び第5号」を「第4号、第5号及び第9号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9号の有給休暇の期間については、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて、市長が別に定める。

第17条第1項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内でその都度必要と認められる期間

ア 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合 その都度必要と認められる期間

第19条第1項中「第7号」を「第9号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第5号及び第6号の無給休暇の期間については、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて、市長が別に定める。

第19条第1項第7号を次のように改める。

非常勤職員が公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

90日（結核性の疾病の場合にあっては、180日）以内で必要と認められる期間

第19条第1項に次の2号を加える。

非常勤職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認められる期間

妊娠中の非常勤職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合 30日以内で必要と認められる期間

第19条の2第2項を次のように改める。

2 前項の育児休業及び介護休業は、人事院規則19-0（職員の育児休業等）及び同規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第15号

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年亀岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7級の項第12号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第9級の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

16 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第2第12級の項第14号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第15号を削り、同表第14級の項第10号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾

病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 非常勤消防団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合（施行日以後に条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該非常勤消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。
- 4 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（この規則による改正前の亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、この規則による改正後の亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規

則（以下「新規則」という。）別表第2の規定を適用する。

5 非常勤消防団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該非常勤消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該非常勤消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第16号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合においては、平成23年12月31日までの間における別表第2の4の項の規定の適用については、同項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、 に掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第17号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,960円」を「104,530円」に、「56,930円」を「56,720円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,270円」に、「28,470円」を「28,360円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成23年5月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第18号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）第23条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第8条を次のように改める。

第8条 条例第4条第4項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、100分の135（条例第20条第2項に規定する幹部職員（以下「幹部職員」という。）にあつては、100分の175）を超えない範囲内で任命権者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる職員に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

停職の処分を受けた職員 100分の
27（幹部職員にあっては、100分の
35）

減給の処分を受けた職員及び正当な理由
なく勤務を欠いた日数が5日以上職員
100分の41（幹部職員にあっては、
100分の53）

戒告の処分を受けた職員 100分の
47（幹部職員にあっては、100分の
61）

訓告又は文書注意の対象となる事実が
あった職員及び正当な理由なく勤務を欠い
た職員（第2号に該当する職員を除く。）

100分の54（幹部職員にあっては、
100分の70）

口頭注意の対象となる事実が2回以上
あった職員 100分の61（幹部職員に
あっては、100分の79）

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 再任用職員の成績率は、100分
の65（幹部職員にあっては、100分の
85）を超えない範囲内で任命権者が定める
ものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日以前6箇
月以内の期間において、次の各号に掲げる職
員に該当する職員の成績率は、次の各号に掲
げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割
合とする。

停職の処分を受けた職員 100分の
13（幹部職員にあっては、100分の
17）

減給の処分を受けた職員及び正当な理由
なく勤務を欠いた日数が5以上の職員
100分の20（幹部職員にあっては、
100分の26）

戒告の処分を受けた職員 100分の
23（幹部職員にあっては、100分の
30）

訓告又は文書注意の対象となる事実が
あった職員及び正当な理由なく勤務を欠い
た職員（第2号に該当する職員を除く。）

100分の26（幹部職員にあっては、
100分の34）

口頭注意の対象となる事実が2回以上
あった職員 100分の29（幹部職員に
あっては、100分の38）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第81号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、平成23年5月15日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成23年5月2日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 市道名 大年1号線
- 2 場所 亀岡市保津町下大年 地内
- 3 物件名 トヨタ コロナ シルバー

「揭示済」

亀岡市告示第82号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年5月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1913-61007

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成23年2月10日
- 3 無効になる日
平成23年5月2日

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「柳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 竹内 敏三
- 2 変更年月日
平成23年4月3日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 日和佐 剛

2 変更年月日

平成23年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 法貴 保

2 変更年月日

平成23年4月24日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 木越 康行

2 変更年月日

平成23年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田中 義一

2 変更年月日

平成23年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 一三

2 変更年月日

平成23年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町印地区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 射場 和美

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 名倉 武夫

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松井 務

2 変更年月日

平成23年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 藤野 照雄

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「学ヶ丘区」

1 主たる事務所所在地の変更

省略

変更年月日 平成23年4月1日

2 代表者の変更

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 堀田 稔

変更年月日

平成23年4月1日

変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大石 憲男

2 変更年月日

平成23年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 早間 慧

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 竹岡 利明

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 指定地域密着型サービス事業者の名称

社会福祉法人 倣裏会

2 事業所の名称及び所在地

あゆみの家

京都府亀岡市篠町篠下中筋44番地5

3 事業の廃止年月日

平成23年5月31日

4 サービスの種類

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町並河区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 隆志

2 変更年月日

平成23年5月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 裕之

2 変更年月日

平成23年4月30日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町中野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 俊孝

2 変更年月日

平成23年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 宏幸

2 変更年月日

平成23年5月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山下 昇

2 変更年月日

平成23年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 柳原 和明

2 変更年月日

平成23年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 章弘

2 変更年月日

平成23年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「畑野町高橋2区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 上間 康夫

2 変更年月日

平成23年5月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 稻荷 正夫

2 変更年月日

平成23年4月17日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年5月20日（金）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 23台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話(25)5083

「揭示済」

亀岡市告示第108号

ふるさと雇用緊急支援助成金交付要綱(平成22年亀岡市告示第62号)の一部を次のように改正する。

平成23年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

第3条第2号中「有する者」の次に「であること。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域から亀岡市に避難した者(以下「避難者」という。)については、この限りで

ない。」を加える。

第4条第1項中「正規に雇用した場合」の次に「、又は避難者を雇用した場合」を加え、同項に次の1号を加える。

避難者 200,000円

第5条第1項第3号中「住民票」の次に「。ただし、避難者については、り災証明書又は避難者であることが確認できる書類。」を加える。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、別紙を次のように改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年度分の助成金から適用する。

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第109号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「見立北区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西原 逸彦

2 変更年月日

平成23年5月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成23年5月31

日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成23年5月24日

亀岡市長 栗山正隆

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第111号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月24日

亀岡市長 栗山正隆

「宮川区」

1 代表者の変更

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井内 功

変更年月日

平成23年4月1日

変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

2 事務所の変更

所在地

亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地

変更年月日

平成23年5月24日

変更理由

事務所の移転による変更

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第112号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年5月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成22年度市民税・府民税の決定または変更通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名または名称

	住 所	氏 名
1	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 介護保険事業者番号
2691600031
- 2 事業所の名称
あゆみの家
- 3 事業所の所在地
京都府亀岡市篠町篠下中筋44番地5
- 4 申請者
社会福祉法人 倣裏会
- 5 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日
平成23年6月1日

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同法第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 塩屋町自治会
- 2 規約に定める目的
以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。
1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
3) 集会施設等の維持管理
4) 防災対策、福祉活動
5) その他目的達成に必要な事業
- 3 区域
亀岡市塩屋町の全域から塩屋町58番地を除いた地域
- 4 主たる事務所
亀岡市塩屋町83番地2
- 5 代表者の氏名及び住所
氏名 前田 泰孝
住所 省略
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 規約に定める解散の事由
地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 平成23年5月31日

「揭示済」

亀岡市告示第115号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0804-75096

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年4月1日
- 3 無効になる日
 平成23年5月31日

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 野々村 豊
- 2 変更年月日
 平成23年4月1日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町湯の花平区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 高原 建文
- 2 変更年月日
 平成23年4月17日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町ひらまつ台区」

1 主たる事務所所在地の変更

省略

変更年月日 平成23年4月17日

2 代表者の変更

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西山 由美

変更年月日

平成23年4月17日

変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 金田 英輝

2 変更年月日

平成23年5月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年5月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0138-71001

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年5月31日

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第5号

庁中一般

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程を次のように定める。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第4次亀岡市総合計画基本構想及び基本計画を推進するため、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

総合計画推進に係る総合調整に関すること。

シンボルプロジェクトの推進に関すること。

総合計画の進行管理に関すること。

その他総合計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会議(亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)に定める部長会議をいう。)の構成員をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、担当副市長が

これに当たる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、他の副市長、病院事業管理者及び教育長がこれに当たる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

公告

亀岡市公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成23年5月9日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類及び名称
南丹都市計画下水道（亀岡市公共下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
昭和49年告示第21号の土地の区域に追加する部分
亀岡市上矢田町山田、四軒家、及び追分町一本木、下島、谷筋、八ノ坪、中河原、及び余部町蚊又、清水、及び曾我部町春日部大谷、東垣内、及び中中小路、及び寺蛇谷、野見寺、拍子垣内、坊垣内、及び犬飼梨ノ段、樋ノ口、及び南条北荒水代、中浦竹、及び西条下久保、及び穴太奥田、河原口、口山、藤ノ木、及び吉川町吉田天田、後代、前河原、及び穴川鍵田、加股、野水、平田、深田、及び稗田野町佐伯浦亦、飼条、玉泉、源ノ坊、野下前、及び太田草田、古実根、花ノ木、及び柿花中道、畑ケ中、及び大井町並河亀ケ淵、観並、熊田、堂又、

深町、前脇、及び南金岐好実根、及び千代川町今津2丁目、及び千原大門、及び拝田長縄手、勝林坊ノ下、大將軍垣内、及び西つつじヶ丘美山台2丁目地内の各一部又は全部

昭和49年告示第21号の土地の区域から削除する部分

亀岡市吉川町吉田曾我ノ庄、及び穴川替田、矢田ノ庄、及び大井町並河若宮筋地内の各一部又は全部

- 3 縦覧場所
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 縦覧期間
平成23年5月10日から
平成23年5月23日まで

「揭示済」

任免及び辞令

(各通) 奥村 信弘
 奥西 幸雄
 小西 和夫
 石野 勇次
 沼田 義夫
 山口 耕平
 山田 耕平

亀岡市篠財産区管理会委員に選任します

(各通) 寺町 守
 河島 淑仁
 廣瀬 雅昭
 野々村 紘
 山田 優
 廣瀬 厚
 平野 幸雄

亀岡市元千歳国分財産区管理会委員に選任します

平成23年5月9日

(各通) 服部 保
 高 一清
 川勝 章弘
 稲原 隆
 乾 泰明
 尾崎 正好
 小西 康雄

亀岡市東別院財産区管理会委員に選任します

(各通) 西村 満
 鈴木 悟
 石野 賢一
 大石 一行
 中嶋 幸男
 藤田 勉
 原田 保博

亀岡市西別院財産区管理会委員に選任します

(各通)

辻 信正
 大石 貞夫
 石田 秋則
 鈴木 透
 竹岡 義治
 成田 則男
 鷲田 修二

亀岡市稗田野財産区管理会委員に選任します

浅沼 幸二郎
 蔭山 正勝
 平井 正

(各通)

平井 誼守
 田中 守
 加茂 寛司
 藤原 重治

亀岡市旭財産区管理会委員に選任します

島津 和次
 河島 一行
 野々村 進

(各通)

森川 久男
 谷尻 俊一
 杉崎 六男
 名倉 武夫

亀岡市千歳財産区管理会委員に選任します

酒井 芳夫
 山口 清
 酒井 省五

(各通)

村上 貞晴
 井上 平作
 足田 稔
 吉田 弘文

亀岡市保津財産区管理会委員に選任します

西田 豊
 西田 悟
 井内 利博
 柿谷 出
 柴田 眞布
 西田 正史

(各通)

柿谷 隆 司
亀岡市宮川財産区管理会委員に選任します

(各 通) 森 良 之
小林 治
森 陸 郎
森 啓 一
堀内 良 雄
森 隆 雄
森 二六一

亀岡市神前財産区管理会委員に選任します

(各 通) 俣野 要 司
俣野 治 城
俣野 吉 美
俣野 静 男
俣野 清 治
河崎 幸 治

亀岡市北ノ庄財産区管理会委員に選任します

(各 通) 河原林 實
廣瀬 昭 彦
永田 忠 三

亀岡市千原財産区管理会委員に選任します

(各 通) 蔭山 宏 嗣
川勝 金 次
川勝 昌 尚
笹原 克 二
川勝 覚
川勝 孝 郎
中本 隆 夫

亀岡市美濃田財産区管理会委員に選任します

(各 通) 川勝 浩
川勝 和 彦
平井 堅 一
川勝 厚 司
川勝 均
川勝 幸 平

亀岡市杉財産区管理会委員に選任します

(各 通) 小野 武 成
市原 靖 夫

人見 勝 洋
加茂 裕 一
吉川 正 勝
岡本 純 一
人見 敦 裕

(各 通)

亀岡市山階財産区管理会委員に選任します

(各 通) 藤原 庸 右
射場 和 美
射場 丈 夫
入江 勝
藤原 重 治
入江 治 雄

亀岡市印地財産区管理会委員に選任します

(各 通) 石田 忠 美
中川 洋
川本 松 男
河内 長 久
山木 弘 至
茨木 吉 光
澤井 肇

亀岡市河原尻財産区管理会委員に選任します

(各 通) 小川 豊
西田 厚
安藤 正 平
人見 雅 之
小川 房 嗣
寺町 数 義
岡野 茂 喜

亀岡市国分財産区管理会委員に選任します

(各 通) 名倉 勝
安藤 孝 司
廣瀬 源 義
廣瀬 正 則

亀岡市小口出雲財産区管理会委員に選任します

平成23年5月11日

長澤康浩
亀岡市男女共同参画審議会委員の委嘱を解きます

酒井清治
亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します
任期は平成24年4月26日までとします
平成23年5月13日

浅田義幸
人見良朗
河原道夫
(各通) 畑安博
林二男
堤清重
堤輝明

亀岡市馬路財産区管理会委員に選任します
平成23年5月22日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年5月23日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>上下水道部</p> <p>ア 上下水道総務課・水道課（上水道事業会計）</p> <p>その他雑収益にかかる収入事務について、納期限は記載されているが、それぞれ納期限の設定が不明瞭である。</p> <p>上下水道事業会計規程には納期限の取り扱いについては定められておらず、規定に明記をするなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 上下水道総務課・下水道課（下水道事業会計）</p> <p>その他雑収益にかかる収入事務について、納期限は記載されているが、それぞれ納期限の設定が不明瞭である。</p> <p>上下水道事業会計規程には納期限の取り扱いについては定められておらず、規定に明記をするなど適正な事務処理をされたい。</p>	<p>上下水道事業会計規程第25条第1項に、「企業出納員は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入通知書を送付しなければならない。」とあり、同条第2項に「納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の14日前までに送付しなければならない」と規定されている。調定後直ちに納入通知書を発行することで、適正な事務処理に努めることとした。</p>

<p>エ 上下水道総務課・下水道課（地域下水道事業特別会計）</p> <p>農業集落排水事業分担金の収入事務について、地元分担金にかかる納入通知書の納入期限が、8月末日となっていた。</p> <p>地域下水道事業分担金徴収条例には、納入期日については、納入通知書を発する日から14日以内とすると定められている。</p> <p>分担金徴収条例に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>財産管理における現金等の保管状況についてはおおむね適正に管理されていたが、上下水道事業にかかる備品台帳については、個々の備品が特定できるよう型番等の記載についても整備されたい。</p>	<p>地域下水道事業分担金徴収条例に基づき、今後は、農業集落排水事業分担金の納入期日については、納入通知書を発する日から14日以内とするように適正な事務処理を徹底した。</p> <p>上下水道事業の備品台帳については、整備に努めることとした。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年5月23日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>上下水道部</p> <p>1 随意契約事務についての監査結果</p> <p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。</p>	

<p>〔下水道課〕 予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用していた。</p> <p>〔水道課〕 予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第3号を適用していた。</p> <p>これについても、第1号は、契約事務の簡略化という考えのもとに、第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>随意契約における適用条項について、適正な事務処理を徹底した。</p> <p>随意契約における適用条項について、適正な事務処理を徹底した。</p>
--	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年5月26日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部 〔こども福祉課〕 1 随意契約事務についての監査結果 (2) 予定価格は設定されているか。 予定価格を「省略」と記載していた。 ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p>	<p>予定価格については、財務規則に基づき適切な予定価格を設定するよう措置した。</p>

<p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。 随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。 ついては、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>随意契約の適用条項において、第1号に該当する場合は、第1号を適用するよう措置した。</p>
<p>〔社会福祉課〕 1 随意契約事務についての監査結果 (2) 予定価格は設定されているか。 「予定価格は予算額をもって予定価格とする」としていた。 ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p>	<p>予定価格については、財務規則に基づき適切な予定価格を設定するよう措置した。</p>
<p>〔健康増進課〕 1 随意契約事務についての監査結果 (2) 予定価格は設定されているか。 決裁に「保守料金、委託料見込額等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。 ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p>	<p>予定価格については、財務規則に基づき適切な予定価格を設定するよう措置した。</p>
<p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。 随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。 ついては、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>随意契約の適用条項において、第1号に該当する場合は、第1号を適用するよう措置した。</p>

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

亀岡財産区管理委員会一般選挙の期日を次のように定める。

平成23年5月8日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

選挙の期日 平成23年5月15日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

平成23年5月15日執行の亀岡財産区管理委員会一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年5月8日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

	住所	氏名
選挙長	省略	西田 勝
選挙長職務代理者	省略	桂 政彦

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

平成23年5月15日執行の亀岡財産区管理委員会委員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所は、次のとおりである。

平成23年5月8日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 6階 601会議室

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

平成23年5月15日執行の亀岡財産区管理会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成23年5月8日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

亀岡財産区管理会委員一般選挙投票用紙

候補者氏名	<p>平成23年執行 亀岡財産区管理会委員一般選挙投票</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	亀岡市選 挙管理委 員会之印
-------	--	----------------------

候補者氏名	<p>平成23年執行 亀岡財産区管理会委員一般選挙投票</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点字投票 亀岡市選 挙管理委 員会之印
-------	--	------------------------------

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

平成23年5月15日執行の亀岡財産区管理
会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名
は、次のとおりである。

平成23年5月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

住 所	氏 名
省略	山 口 俊 一
省略	田 村 彌治郎
省略	矢 田 治 夫
省略	山 本 重 次
省略	伊 藤 三 春
省略	櫻 井 邦 男
省略	菱 田 光 紀

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

平成23年5月15日執行の亀岡財産区管理
会委員一般選挙において当選証書を付与した者
の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年5月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

住 所	氏 名
省略	山 口 俊 一
省略	田 村 彌治郎
省略	矢 田 治 夫
省略	山 本 重 次
省略	伊 藤 三 春
省略	櫻 井 邦 男
省略	菱 田 光 紀

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第54号

平成23年6月2日定時登録において選挙人
名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を
記載した書面を縦覧に供する場所を次のように
定める。

平成23年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 縦覧の期間 平成23年6月3日から
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第55号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成23年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成23年6月3日から
同月7日

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

第55回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成23年5月27日

亀岡市農業委員会会長 中井健雄

記

- 1 日 時 平成23年6月1日(水)
午後1時30分から
- 2 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
(1)平成22年度亀岡市農業委員会事業報告
(2)平成23年度亀岡市農業委員会事業計画

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合においては、平成23年12月31日までの間、別表第2の4の項の規定の適用については、同項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、に掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年5月18日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
267	株式会社 小原工業所	代表取締役	小原 好智	京都市西京区御陵北山町7番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成23年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年5月18日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
254	株式会社 小原工業所	代表取締役 小原 好智	京都市西京区御陵 北山町7番地

「揭示済」